

【山林原野化に伴う農用地区域からの除外申出について】

■□■□■□■□■ 申出には下記の書類が必要です ■□■□■□■□■

■美咲農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外申出書 (山林原野化した農地用)

- ・土地所有者（複数名で所有する場合は全員）の署名が必要です。

■添付書類

- ① 地積図
 - ・美咲町役場本庁税務課または各総合支所地域振興課で取得してください。
- ② 土地全部事項証明書
 - ・法務局で取得してください。
- ③ 住民票（申出者が町外在住の場合）
- ④ その他町長が必要と認める書類等
 - ・申出者が法人の場合は定款等。
 - ・申出手続を代理人がおこなう場合は委任状。

■□■□■□■□■ 注意事項 ■□■□■□■□■

- 申出の際には事前にお問い合わせください。
- 山林原野化とは、すでに山林となっている等で農地への復元が困難と見込まれる状態です。
- 現地確認の結果等によっては、申出が許可されないことがあります。
- 中山間地域等直接支払・多面的機能支払の加入農地は除外できません。
- 周辺の農業生産に影響を及ぼすおそれがある農地は除外できません。

申出書類の提出は 令和7年10月31日（金）必着です。

～お問い合わせ先～

美咲町役場 産業観光課	TEL 0868-66-1118
美咲町旭総合支所 地域振興課	TEL 0867-27-3111
美咲町柵原総合支所 地域振興課	TEL 0868-62-1111